地域子育て支援拠点事業公募型プロポーザル募集要領

那覇市地域子育て支援拠点事業を実施する事業者について、次のとおり公募する。 ただし、本市の令和6年度予算の成立を補助金交付の条件とする。

1 事業概要

(1) 事業名 那覇市地域子育て支援拠点事業(一般型)

(2) 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭・地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感・不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実が図られ、子育て中の親子が気軽につどい交流する場として、また、育児相談や講座等を開催することで、子育ての不安感等が緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(3) 業務内容

- ·事業開始時期 令和6年4月1日
- ・業務内容 常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主として概ね3歳未満の児童及び保護者)(以下「子育て親子」という。)を対象に以下ア〜エの事業を実施する。
 - ア. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - イ. 子育て等に関する相談・援助の実施
 - ウ. 地域の子育て関連情報の提供
 - 工. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ·開所日数 週6~7日(1日5時間以上)
- ・配置職員 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2人以上配置。
- ・その他 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても 差し支えないような設備、利用者が使用できる駐車場を有すること。
- (4) 実施場所 本市行政 4 地区のうち本庁地区の認可保育園・認定こども園
- (5) 募集事業者数 1者
- (6) 補助上限予定額 常勤職員を配置する場合・・・・・・9,251,000円 非常勤職員のみを配置する場合・・6,390,000円 (消費税及び地方消費税含む。)
 - ※補助金等交付要綱に基づき交付等を行う。

2 事業採否の決定方法について

本件は、公募型プロポーザル方式により事業者からの提案受け、「那覇市地域子育て支援拠点 事業公募型プロポーザル審査委員会」に諮り、採択の可否を決定するものとする。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、那覇市内の行政4地区のうち本庁地区に設置されている認可保育園または認定こども園の設置者。
- (2) 参加者は、次のいずれの要件も満たすものとする。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者 であること。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - ウ 那覇市暴力団排除条例(平成24年法律第154号)第2条第1号の暴力団又は同上第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
 - エ 参加者及びその代表者が、税(国税、県税又は市税)等を滞納していないこと。

4 説明会

参加者が、本市の意向に沿った企画提案書の作成ができるよう、次のとおり説明会を開催する。

(1) 説明会の日時及び場所

日時:令和6年1月15日(月曜日)午前10時00分~

場所:那覇市役所 本庁舎3階301会議室

- ※募集要領等資料は印刷し持参すること。
- ※事前に参加人数を把握したいため、令和6年1月11日までに「11 問合せ先」まで連絡すること。
- ※説明会への参加がない場合でも、本公募への参加はできるものとする。
- ※市役所の駐車場利用の場合、駐車場利用料金は自己負担となる。

(2) 質疑応答

説明会終了後、質疑応答の時間を設け、すぐに回答できないものについては、後日全参加 者へ回答を本市ホームページにて公開する。

5 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、参加申込にかかる一切の費用は、参加申込書を提出した者の負担とする。

次表に掲げる書類を番号順にフラットファイル(A4 版縦形)に綴じて、インデックスをつけて提出すること。なお、ファイル内の書類はホチキス等でとめないようにすること。

番号	提出書類	様式	部数
1	プロポーザル参加表明書	様式第1号	1部
2	誓約書	様式第2号	1部
3	法人等概要	様式第3号	1部
4	定款又は寄付行為	任意様式	1部
5	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本):3か月以内に	各種証明書	1部
	発行されたもの(写し可)		I Hb
6	実施園の決算関係書類		
	(資金収支計算書、事業活動計算書又は損益計算書、貸	任意様式	1部
	借対照表、財産目録等):直近1会計年度分(写し可)		
7	納税証明書 ・国税 未納がないことの証明(「法人税」及		
	び「消費税等」)		
	・県税 滞納がないことの証明		
	・市税 滞納がないことの証明(全税目で直	各種証明書	1部
	近2年分の記載のあるもの)		
	※非課税の場合は「非課税証明書」		
	※3か月以内に発行されたもの(写し可)		

(1) 提出期限·方法

提出期限:令和6年1月25日(木曜日)午後4時

提出場所:那覇市こどもみらい部こどもみらい課(福崎) 本庁舎3階 49 番窓口

※開庁日(午前9時~午後4時)に限る

提出方法:持参または郵送

(電子メール及びFAXによるものは受け付けない。郵送必着。)

(2) 参加資格審査結果及び企画提案書提出依頼

結果については、全参加希望者に対して令和6年2月1日に書面にて通知する。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の作成

番号	提出書類	様式	部数
1	企画提案届出書	様式第4号	1部
2	法人等概要	様式第3号	8部
3	地域子育て支援拠点事業に関する事業の実績(実施して いる場合に提出)	様式第5号	8部
4	事業計画書	様式第6号	8部
5	実施した場合の収支計画	様式第7号	8部
6	実施施設の平面図、周辺地図及び内装写真 ・平面図:拠点面積、実施場所、利用者のトイレ、設備の配置がわかるようにすること。(授乳コーナー、流し台、おむつ台その他幼児を連れて利用しても差し支えないような設備) ※利用者の駐車可能台数を記載すること ※お部屋の利用可能な親子組数を記載すること ・周辺地図 ・活動の中心となる部屋等を含む内装写真を2枚、保育室以外で使用するお部屋等があればその写真	任意様式	8部

(2) 提出期限・方法及び場所

提出期限:令和6年2月29日(木曜日)午前11時必着

提出場所:那覇市こどもみらい部こどもみらい課 福崎 本庁舎3階 49 番窓口

※開庁日(午前9時~午後4時)に限る

提出方法:直接こどもみらい課窓口へ持参または書留郵送(2月 29 日必着)

※電子メール及びFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

7 審査方法

(1) 審査方法

事業提案の評価は、那覇市地域子育て支援拠点事業公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書等の提出された書類とプレゼンテーションをもとに、総合的に審査を行い、最も優秀な提案者を選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案内容等の確認のため、以下の日時・場所でプレゼンテーションを実施する。

日時:令和6年 3 月 19 日(火曜日) ※開始時間については別途通知する。

場所:那覇市役所本庁舎 3 階会議室

順番:参加表明書の受付順とする。

- ア 持ち時間は 30 分程度(提案説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度、準備 撤収5分以内)とする。
- イ プレゼンテーションは非公開とする。(那覇市の会議の公開に関する指針 3(2))
- ウ 1事業者につき、3名までの入室を認める。
- エ プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書をもとに行なうこと。当 日の内 容変更及び資料の追加は認められない。
- オ プロジェクター、スクリーン及びコンセントについては、本市側で用意する。 また、パソコン等のその他プレゼンテーションに必要となる物は、事前にその旨 連絡の上、すべて企画提案者側で用意すること。

(3) 選定基準

別紙 選定基準のとおり

採点基準

- 点数 判断基準
- 5点 とても優れた提案内容である
- 4点 優れた提案内容である
- 3点 平均的な内容である
- 2点 やや提案内容が乏しい
- 1点 提案内容が乏しい

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会にて採択事業者を選定後、令和6年3月 22 日金に全参加者あてに通知する。 また、本市ホームページにおいて、採択事業者名を公開する。

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項 等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 審査委員に任命された者が役員等の職についている場合
- カ 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを市が確認した場合
- キ 宗教活動や政治活動又は営利を目的とした法人又は団体である場合
- ク 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的 とした法人又は団体である場合

9 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
説明会	令和6年1月 15 日(月曜日)
参加表明書の提出期限	令和6年1月 25 日(木曜日)
参加資格要件確認結果通 知及び企画提案書提出依 頼	令和6年2月1日(木曜日)
企画提案書の提出期限	令和6年2月 29 日(木曜日)
ヒアリング (プレゼンテーション等含む。)	令和6年3月19日(火曜日)
企画提案書審査結果の通 知	令和6年3月22日(金曜日)

10 施設愛称について

当事業における、既存の施設愛称は沖縄の方言になぞった名称となっている。このため、本 公募により選定された受注者においても、沖縄の方言の愛称にしていただき、施設運営を行 っていただきたい。

11 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎3階(49番窓口) 那覇市こどもみらい部こどもみらい課 福崎・儀間

電話:098-861-6903

項目	評価対象	配点 (160 点)
	同種事業の実績	15
基本事項	応募理由	
	課題と取組み	
	職員体制 (開設時に配置する職員数×下記の配点、上限 10 点) 資格有の常勤を1人あたり5点 資格有の非常勤を1人あたり2点 資格無の常勤を1人あたり3点 資格無の非常勤を1人あたり1点	20
	開設日数·開設時間 週7日開設、5時間以上:5点 週6日開設、7時間以上:5点 週6日開設、6.5時間:4点 週6日開設、6時間:3点 週6日開設、5.5時間:2点 週6開設、5時間:1点	5
	実施する施設が配置する職員の人物像	10
事業の運営体制	事業計画(子育て親子の交流の場の提供と交流の促進) 事業計画(子育てに関する相談及び援助の実施) 事業計画(地域の子育て関連情報の提供) 事業計画(子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施)	40
	個人情報保護	5
	事業内容向上のための提案	15
	広報	5
	収支計画(予定支出経費と補助上限額及びその他の収入の差額の補助上限額に対する割合より配点) 差額割合が±5%未満:5点 差額割合が±5%以上~10%未満:4点 差額割合が±10%以上~15%未満:3点 差額割合が±15%以上~20%未満:2点 差額割合が±20%以上:1点	5

地域との関係性	地域の理解	20
地域との関係性	地域との連携	
	一時預かりの実施有無	
	既に実施している:5点	10
	令和6年度より実施予定である:4点	
その他	将来的に実施予定である:3点	
	検討中である:2点	
	実施はしない:1点	
	実施する施設の環境	10